

林地開発許可に係る審査等基準

平成 15 年 5 月 9 日環境第 06－104 号
平成 18 年 3 月 20 日環森第 05－200 号
平成 18 年 12 月 18 日環森第 05－178 号
令和 5 年 3 月 23 日農林水第 31－602 号
令和 8 年 3 月 16 日農林水第 31－560 号
令和 8 年 月 日農林水第 31－ 号

この要領は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号、以下「法」という。）第 10 条の 2 による開発行為の許可の審査等に当たり、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条及び第 6 条並びに三重県林地開発許可に関する規則（昭和 50 年三重県規則第 49 号。以下「規則」という。）第 7 条の規定に基づき、必要な基準を以下のとおり定める。

第 1 許可制の対象となる森林及び開発行為

1 開発行為の許可制の対象となる森林

法第 10 条の 2 第 1 項の規定による開発行為の許可制の対象となる森林は、法第 5 条の規定によりたてられた地域森林計画の対象となっている「民有林（公有林を含む。）」である。

ただし、法第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により、指定された保安林の区域並びに法第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は対象外とする。

なお、森林法上の「森林」の定義（法第 2 条）は、「木竹が集団で生育している土地及びその土地の上にある立木竹」であり、「立木の集団的な生育に供される土地」も含まれ、現に立木竹が生育していない伐採跡地や、現に多少の立木は生育しているものの現在は必ずしも集団的に生育していない散生地等も立木の集団的な生育に供される土地であれば森林に該当する。

2 許可制の対象となる開発行為

この要領において、開発行為とは、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為」であり、知事の許可を必要とする開発行為は、「土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるもの」である。

（1）開発行為の範囲

開発行為の規模は、この許可制の対象となる森林における土地の形質を変更する行為で、実施主体、実施時期又は実施場所の相異にかかわらず一体性を有するものの規模をいう。

ここで、一体性を有するか否かを判断する場合、実施主体、実施時期、実施場所が相違しているならば常に一体性がないというのではなく、場合によっては、実施主体、実施時期、実施場所が相違していても一体性があると判断しても差し支えないという趣旨である。この一体性の判断についての具体的な基準は、別紙 1 によるものとする。

土地の形質を変更する行為の具体的範囲は、森林の有する機能に対する影響の度合いという観点から判断されるものであり、開発行為により当該森林を立木の集団的な生育に供される土地で無くする（土石の採取等の一時的なものを含む）場合が該当する。

例えば、ごみ又は廃棄物等の投棄・集積は、投棄したものが土地と一体化し、土地の一部を形成することとなる場合は、土地の形状変更該当し、許可が必要である。

また、投棄したものを存置・集積するだけで土地の形状を変更することとならない場合であっても、土地の理化学的性質を変更することとなる場合には許可が必要となる。

（２）開発行為の規模の基準

「森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模」は、森林法施行令（昭和26年政令第276号。以下「令」という。）第2条の3において、「法第10条の2第1項の政令で定める規模は、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。」と定められ、同条各号において、開発行為の目的別に規模が定められているが、これは、開発行為の目的に応じて、森林の有する公益的機能の維持に相当の影響を与えるものを規制するとともに、通常の実行行為又はこれに類する軽易な行為は許可不要とする趣旨である。

ア 「土地の面積」は、開発行為の許可制の対象となる森林において実際に形質を変更する土地の面積（水平投影面積）であって、道路の新設又は改築にあっても単に路面の面積だけでなく法面等の面積を含む。

なお、形質を変更する土地の周辺部に残置される森林の面積又は開発行為の許可制の対象外の土地における形質を変更する土地の面積は、規模の算定には含まれない。

イ 「専ら道路の新設又は改築を目的とする行為」には、一体とした開発行為のうちに道路の新設又は改築以外を目的とする土地の形質の変更は含まない。

したがって、土石の採取等を行う場合に、トラック運送を行うための道路を新設するといったときには、土石の採取等と道路の新設に係る開発行為の面積が1ヘクタールを超えておれば許可制の対象となる。

なお、ここでいう「道路」とは、道路としての形状、機能を持っているものであればこれに該当し、一般公共の用に供しているか否か等は問わない。

ウ 「路肩部分又は屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」のうち、「路肩部分」は路端から車道寄りの0.5メートルの幅の道路の部分であり、「屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分」はそれぞれの機能を維持するため必要最小限度のものをいう。

なお、道路の幅員及び面積の算定の考え方を図示すると、別紙2のとおりとなる。

エ 「太陽光発電設備の設置を目的とする行為」は、太陽光を電気に変換する設備の設置を目的とするものであって、当該設備に付帯する設備の設置を目的とする面積も含む。

なお、地域森林計画においては、法第5条第2項第11号の「森林の土地の保全に関する事項」を定めることとされており、法8条において「地域森林計画に従っ

て森林の土地の使用又は収益をすることを旨としなければならない」とされていることから、開発行為の許可を要しないものについても森林の土地の保全に留意した適正な利用が確保されることが望ましい。

第2 審査基準

1 開発行為の許可基準

開発行為の許可基準は、法第10条の2第2項及び同項の配慮事項として同条第3項に規定されており、その趣旨は、次の（１）及び（２）のとおりである。

具体的な審査方法は、法10条の2第1項の規定による開発行為の許可に係る申請書及び添付書類（以下「申請書類」という。）に記載された計画内容が、林地開発許可技術基準（平成15年4月1日環境第06－83号）を満たしたものとなっているか確認を行うこととする。

なお、地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林及び市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域（法第5条第2項第6号に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。）内に存する森林における開発行為は、法第10条の2第2項各号の一に該当する場合が多いと考えられるので、特に慎重に審査を行うものとする。

また、林地開発許可の申請者が環境アセスメント等を実施している場合には、その結果を確認するものとする。

（１）法第10条の2第2項

「知事は、法第10条の2第1項の申請があつた場合において、同条第2項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない」の規定は、同項各号のいずれかに抵触すると認められる場合に限り許可しないという趣旨である。

ア 法第10条の2第2項第1号（災害の防止）

「当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること」の規定は、開発行為をする森林の植生、地形、地質、土壌、湧水の状態等から土地に関する災害の防止の機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設等（擁壁、排水施設、えん堤、洪水調節池、貯水池、沈砂池その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設をいう。以下同じ。）の設置計画の内容等から周辺の地域において土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

なお、「当該森林の周辺の地域」の規定は、開発行為により災害が発生した場合、当該行為を行う土地の周辺の地域に影響が及ぶことを防止する観点から、開発行為の実施地区内における防災措置についても審査する必要がある。

また、「その他の災害」としては、土砂の流出又は崩壊の原因となる洪水、いっ水のほか、飛砂、落石、なだれ等が該当する。

イ 法第10条の2第2項第1号の2（水害の防止）

「当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること」の規定は、開発行為をする森林の植生、地質及び土壌の状態並びに流域の地形、流域

の土地利用の実態、流域の河川の状況、流域の過去の雨量、流域における過去の水害の発生状況等から水害の防止機能を把握し、土地の形質を変更する行為の態様、防災施設等の設置計画の内容等から森林の有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させるおそれの有無を判断する趣旨である。

ウ 法第10条の2第2項第2号（水の確保）

「当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること」の規定は、開発行為をする森林の植生、土壌の状態、周辺地域における水利用の実態及び開発行為をする森林への水利用を依存する程度等から水源涵養機能を把握し、貯水池、導水路等の設置計画の内容等から水源涵養機能に依存する地域の水の確保に著しい支障を及ぼすおそれの有無を判断する趣旨である。

エ 法第10条の2第2項第3号（環境の保全）

「当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること」の規定は、開発行為をする森林の樹種、林相、周辺における土地利用の実態等から自然環境及び生活環境の保全の機能を把握し、森林によって確保されてきた環境の保全の機能は森林以外のものによって代替されることが困難であることが多いことにかんがみ、開発行為の目的、態様等に応じて残置管理する森林の割合等からみて、周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれの有無を判断する趣旨である。

（2） 法第10条の2第3項

「前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たっては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない」の規定は、開発行為を法第10条の2第2項各号の許可基準に照らして審査する場合、災害の防止、水害の防止、水源の涵養及び環境の保全のそれぞれの公益的機能からみて行うことになっているが、これら森林の現に有する公益的機能を判断するにあたっては、これらの機能は、森林として利用されてきたことにより確保されてきたものであって、森林資源の整備充実を通じて、より高度に発揮されることとなるよう留意すべきであるという趣旨である。

具体的な配慮事項を例示すれば、地域森林計画及び市町村森林整備計画において、林地の保全、自然環境の保全等のため留意すべきものとして定められている森林、飲用水等の水源として依存度の高い森林及び優良人工造林地等の機能の高い森林で開発の計画が予定されている場合には、当該開発行為を極力これらの森林以外の土地に指向させること、伐採跡地等においては、当該土地において森林の保続培養がなされているものとみなして森林の機能を判断すること、開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように、適切な配慮がなされていること等があげられる。

第3 開発行為を円滑に実施するための要件（一般的事項）

開発行為の許可に係る審査にあたっては、申請書類の記載事項について、計画書及び図面の標準的な作成方法及び留意点（平成18年3月20日環森第05－202号）並

びに三重県林地開発許可申請等に係る様式について（平成18年3月20日環森第05-203号）により作成されていることのほか、開発行為を円滑に実施するための要件として、次の事項について、第2の1（開発行為の許可基準）の審査の前に確認することとする。

（1）開発行為に関する計画の内容が具体的であり、許可を受けた後遅滞なく申請に係る開発行為を行うことが明らかであること。

（2）開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を申請者が得ていることが明らかであること。

これは、開発行為の許可をしても、許可を受けた者が開発区域について私法上の権原を取得しない限り開発行為をすることができないことから、開発行為の施行等の見込みについて審査することにより、無意味な結果となる開発行為の許可の申請をあらかじめ制限するものである。

「相当数の同意」とは、開発行為に係る森林につき開発行為の妨げとなる権利を有するすべての者の3分の2以上の者から同意を得ており、その他の者についても同意を得ることが見込まれる場合を指すものとする。

また、「開発行為に係る森林につき開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者」とは、当該開発行為に係る森林についての所有権、地上権、賃借権等の処分に制限を及ぼすことのある権利を有する者をいう。この賃借権「等」とは、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条各号に規定する不動産に関する権利である永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、採石権のほか、入会権等である。

このほか、開発行為に係る森林以外の土地であっても、次の土地については、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者から相当数の同意を得ておく必要がある。

ア 当該開発行為に係る森林の土地及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林（住宅用地の造成については緑地を含む。）で開発行為に係る事業に密接に関連する土地

イ 当該開発行為の実施区域のうち、当該開発行為に係る森林以外の区域において、災害の防止、水害の防止、水の確保又は環境の保全のために必要とする施設（土砂流出防止施設、排水施設、造成森林等）が設けられる土地

（3）開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の法令等による許認可等を必要とする場合には、当該許認可等がなされているか又は申請の状況が確認できること。

複数の法令による制限がかけられている土地において開発行為を行う場合は、それぞれの法令の目的の相違から審査基準が異なっているため、同一の開発行為に対しても別の観点から審査を行う必要がある。

森林法による開発行為の許可は他法令の許認可等の結果には左右されないが、他法令で不許可（不認可）となった場合、実際に開発行為を実施することが困難になることが多いため、他法令の許認可等の見込みについて審査することにより、無意味な結果となる開発許可の申請をあらかじめ制限するものである。

（4）申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があることが明らかである

こと。

これは、開発行為を実施するに必要な信用、資力の不足が原因で森林機能の代替施設や防災施設等を十分に設置できず災害につながることもあるため、そのような申請をあらかじめ制限するものである。また、開発行為が中断され、放置されることなく適正に完了することを確保する観点から、申請者が他の林地開発において監督処分を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを確認するものとする。確認は次に掲げる書類等により行う。

ア 資金計画書

イ 自己資金で実施する場合は預金残高証明書

ウ 融資を受ける場合は融資証明書（これが困難な場合は金融機関による関心表明書を提出させ、着手前に融資証明書を提出することを許可条件に付す）

エ 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料

オ 納税証明書

カ 事業経歴書

キ 法人の登記事項証明書

ク 定款（法人の場合）

ケ 住民票（個人の場合）

コ 森林法第10条の3第1項の規定による開発行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨の命令を受けており、かつ、これに従っていない者に該当しないことを誓約する書類

（５）「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち、防災施設等を設置する施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があること。

防災措置の確実な実施を担保する観点から次に掲げる書類等によって確認する。

ア 建設業法許可書

イ 事業経歴書

ウ 納税証明書

エ 事業実施体制を示す書類

オ 林地開発に係る施工実績を示す書類

なお、申請時点で防災施設等の施行者が決定していない場合等当該書類を提出することが困難な場合には、申請者に施行者の決定方法や決定時期、求める能力について記載した書類を提出させるとともに、着手前までに正規の書類を提出することについて確約書を提出させ、許可条件に付す。

（６）開発行為に係る土地の面積が、当該開発行為の目的実現のため必要最小限度の面積であること（法令等によって面積につき基準が定められているときには、これを参酌して決められたものであること）が明らかであること。

（７）開発行為の計画が大規模であり長期にわたるものの一部についての許可の申請である場合には、全体計画との関連が明らかであること。

（８）開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合には、当該土地利用後における原状回復等の事後措置が適切に行われることが明らかであること。

ここで、「原状回復等の事後措置」とは、開発行為が行われる以前の現状に回復す

ることに固執することではなく、造林の実施等を含めて従前に有していた森林の効用を回復するための措置をいう。

この場合、当該土地の利用に関する契約には、当該土地利用後において原状回復等の事後措置を適切に行う旨を明記させることが望ましい。

なお、定期借地等により事業を行う場合であって、開発行為の許可の申請時において、当該事業終了後に開発区域について原状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、開発行為により森林を他の土地利用に一時的に供する場合に準じて取り扱う（この場合において、「当該土地利用後」とあるのは、「当該事業終了後」に読み替える。）ものとする。

(9) 開発行為が周辺の地域の森林施業に著しい支障を及ぼすおそれがないように適切な配慮がなされていることが明らかであること。

例えば、開発行為により道路が分断される場合には、代替道路の設置計画が明らかであり、開発行為の対象箇所の奥地における森林施業に支障を及ぼすことのないように配慮されていること等が該当する。

(10) 開発行為に係る事業の目的に即して土地利用が行われることによって周辺の地域における住民の生活及び産業活動に相当の悪影響を及ぼすことのないように適切な配慮がなされることが明らかであること。

例えば、地域住民の生活への影響の関連でみて開発行為に係る事業の実施に伴い地域住民の生活環境の保全を図る必要がある場合には、申請者が関係地方公共団体等と環境の保全に関する協定を締結していること等が該当する。

なお、大規模な土地造成を伴う開発行為や太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者が林地開発許可の申請前に行う住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組について、その実施状況を確認することとする。

特に、太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民等との間でトラブルが発生する事案があることから、申請者は、地域住民の理解を得るための取組において、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応についても、地域住民等と十分に話し合うことが望ましい。

(11) 開発行為をしようとする森林の区域（この号において、開発行為に係る土地の区域及び当該土地に介在し又は隣接して残置することとなる森林若しくは緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）内に残置し又は造成した森林若しくは緑地（以下「残置森林等」という。）が善良に維持管理されることが明らかであること。

具体的には、残置森林等につき申請者が権原を有していることを原則とし、地方公共団体との間で残置森林等の維持管理につき協定が締結されていること等をいうが、この場合において、開発行為をしようとする森林の区域内の残置森林等については、原則として申請者において将来にわたり保全されるものであること。（当該残置森林等を分譲販売等により第三者に譲渡させる場合にあっては、譲受者において引き続き保全に努める旨を当該協定等に明記させることが望ましい。）

残置森林等については、森林の公益的機能の発揮のために確保されるべきものであ

ることから、当該森林における開発行為は原則許可しないこととする。申請者から施設の増設等に係る開発許可の申請があった場合は、残置森林等の面積等が基準を下回らないと認められるものに限って許可を行うものとする。

第4 標準処理期間

法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可に係る申請について、当該申請書が三重県の機関（本庁機関及び森林法に係る事務を所管する地域機関をいう。）に到着してから当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、90日（土日祝祭日等の閉庁日を含む。）とする。

ただし、申請書の收受後において、申請者の責に帰すべき事由により当該申請書（添付書類を含む。）の補正に要した日数は、この期間に含めない。

第5 三重県森林審議会への諮問及び関係市町長への意見照会

法第10条の2第6項の規定による三重県森林審議会（以下「森林審議会」という。）への諮問については、森林審議会の決議に基づき、開発行為の内容が別紙3の基準に該当する場合を対象とする。

また、同項の規定による関係市町長への意見照会については、関係市町長は必要に応じて開発行為により影響を受ける者の意見を把握することができるが、その意見の把握に必要な範囲で申請書の全部又は一部を当該影響を受ける者に提供する場合がある。

第6 許可後の履行確認

1 先行する防災施設等の確認

県は許可時等に指定した主要な防災施設等が完了した時は別紙4により確認する。

2 開発行為完了後の確認

(1) 完了確認の内容

許可した開発行為が申請書及び添付書類の記載内容並びに許可に付した条件に従って行われているか否かを別紙4により確認する。

(2) 完了確認の時期

林地開発行為完了届書の受理後、完了確認を行うが、緑化等の定着状況を確認するため、緑化等の施工後おおむね1年経過した時点で行う。法面保護対策としての緑化工については、さらにその1年後に定着状況を確認し、問題がなければ完了と認める。植生が定着していないと判断される場合には、再度緑化等の措置を指導する。

(3) 完了確認後、残置森林及び造成森林を除き、地域森林計画の対象森林から除外する。

第7 監督処分

法第10条の3第1項は「森林の有する公益的機能を維持するため必要があると認めるとき」は監督処分を行うことができると定められている。これは違反行為に起因して法第10条の2第2項各号に該当するような事態の発生を防止する趣旨であり、その必要性は次表によるものとする。

また、法第10条の3第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて

当該命令に従わなかったときは、法第10条の3第2項の規定によりその旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項等を公表するものとする。公表に当たっては、県のウェブページ（林地開発許可制度の概要）等に次に掲げる事項等を掲載するものとする。

- (1) 中止の命令又は復旧に必要な行為の命令を受けた者の氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）
- (2) (1)の者による違反の内容
- (3) (1)の者が正当な理由なく従わなかった命令の内容
- (4) 当該命令に係る森林の土地の地番等
- (5) その他必要な事項

【林地開発許可制度の概要】

<https://www.pref.mie.lg.jp/SHINRIN/HP/mori/13077015106.htm>

なお、法第10条の3第2項の趣旨及び目的は、土地に係る違反状態を明らかにすることにより、監督処分の実態を知らない第三者が当該土地の所有者になることによって当該監督処分に係る義務の履行が困難になることを防ぐことや、違反状態にある土地は災害等が発生する危険性が高まっている場合があることから、周辺住民に対して注意を促すことにある。

処分の対象者	処分の種類		監督処分が必要な場合
・許可を受けずに開発行為をした者 ・許可条件に違反して開発行為をした者 ・偽りその他の不正な手段により許可を受けて開発行為をした者	中止命令		違反行為があった時
	復旧命令	原形復旧	当該違反行為に起因して森林の機能が失われ、若しくは失われるおそれがある場合又は土砂が流出、崩壊、若しくは堆積することにより付近の土地、道路若しくは鉄道その他これらに準ずる設備若しくは住宅等の建築物に被害を与えるおそれのある場合
		造林	造林によらなければ当該森林が従前有していた公益的機能を復旧することが出来ない場合

別紙 1

開発行為の一体性の判断基準

区分	基準	判断方法	備考
主体	1 同一の個人、法人又は団体による複数の開発行為である場合	複数の開発行為について、左の「主体」の一体性が認められることを前提として、「時期」「場所」の2つの区分を総合的に考慮して「一体性を有する」と判断される場合には、当該開発行為にかかる土地の形質を変更する区域のうち、地域森林計画対象民有林の区域（未立木地を含む。）に該当する実測面積の総和が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超える場合は、法第10条の2第1項の規定による開発行為の許可制の対象（同項ただし書き各号に該当する行為を除く。）とする。	「主体」について、左の基準1から5までのいずれかに該当する場合は、「一体性を有する」と判断する。
	2 同一ではない個人、法人又は団体による複数の開発行為であっても、これらの者の間に支配関係若しくは人的な関係がある場合 (例)・開発行為をする複数の個人、法人又は団体のうち、ある個人、法人若しくは団体が他の個人、法人若しくは団体を支配し従属させる関係にある場合（注1） ・開発行為をする複数の個人、法人又は団体の住所若しくは主たる事務所の所在場所等（注2）が同一の場所である場合 ・開発行為をする複数の法人又は団体の役員に同一の者が就任している場合		
	3 複数のものが開発する場合であって、同一の者が開発を請け負う場合		
	4 複数のものが開発する場合であって、開発に係る土地の所有者が過去5年以内のいずれかの時点において同一であった場合		
	5 複数の者が共同の意思をもって開発行為をする場合 (例)・複数の者が、ある特定の事業目的のために、それぞれ分担して共同で開発行為をする場合 ・ある者が、ある特定の事業目的をもつ開発行為を複数の者に、それぞれ分割して行わせようとする場合		
時期	1 時期の一部又は全部が重複している複数の開発行為の場合	なお、複数の開発行為のうち、同条の許可を受けている開発行為がある場合にあっては、原則として当該許可の変更手続を行うものとする。	
	2 時期の異なった複数の開発行為であっても、一連のプロジェクト又は全体計画の一部である場合 (例)・前の開発行為を終了し、引き続いて次の開発行為をしようとする場合 ・前の開発行為を終了し、相当期間（注3）を経過しないで、次の開発行為をしようとする場合		
場所	1 複数の開発行為の土地が連続又は近隣にある場合		
	2 連続して開発行為をしようとする場合であって、宅盤、道路、雨水排水施設、その他の施設を共用する場合		
	3 場所の異なった複数の開発行為であって、三重県の林地開発許可技術基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統等を同じくする場合 (例)・地形、水の流れからみて、一つの集水区域となる場合 ・開発行為によって、地形、水の流れが変わり、集水区域が一つとなる場合		

(注) 1 いわゆる、親会社と子会社の関係を指すが、この他に指導的立場にある法人若しくは団体とその構成員の場合等も含まれる。

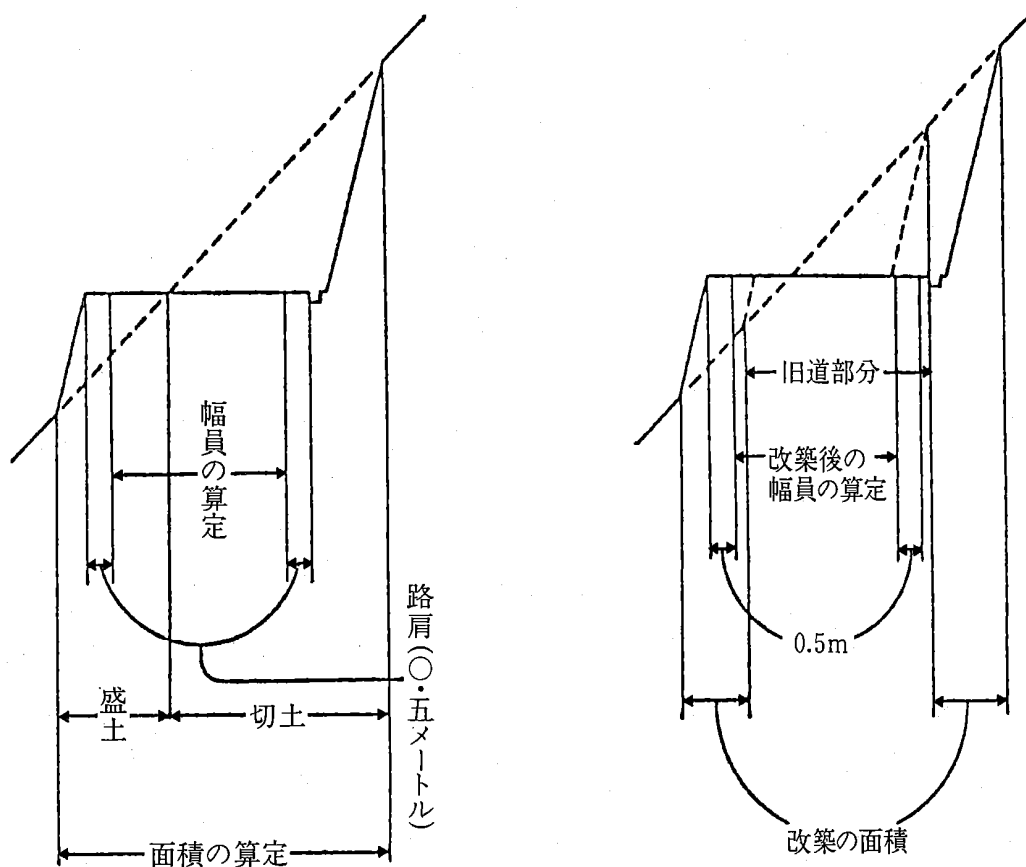
2 個人の場合は住民登録上の住所、法人の場合は登記上の本店若しくは主たる事務所の所在場所のみに限らず、実態上明らかとなっている場合も含まれる。

3 「相当期間」とは、前の開発行為を終了した後、当該開発行為地から地域森林計画対象民有林の区域が除外されるまでの期間をいう。

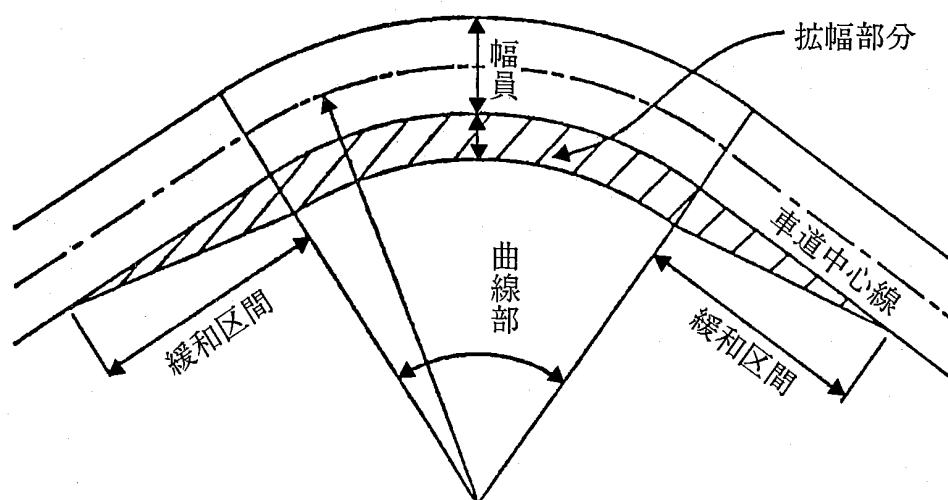
道路の幅員及び面積の算定の考え方について（概念図）

○道路の新設の場合の面積の算定

○道路の改築の場合の面積の算定



○道路の屈曲部（曲線部および緩和区間）



**森 林 審 議 会 に 諮 問 す る
林 地 開 発 許 可 申 請 の 基 準**

林地開発許可申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当するときは、森林審議会に諮問するものとする。

- 1 開発行為に係る森林面積が、次の規模以上の場合
 - (1) ゴルフ場の造成事業 20ヘクタール
 - (2) 住宅地又は別荘の造成事業 20ヘクタール
 - (3) レジャー施設、工場等の造成事業 10ヘクタール
 - (4) その他（上記以外）の事業 10ヘクタール
- 2 開発行為に係る森林の区域に次の森林が10ヘクタール以上含まれる場合
 - (1) 地域森林計画において林産物の搬出方法を特定する必要があるものとして定められている森林
 - (2) 市町村森林整備計画において公益的機能別施業森林区域として定められている森林
 - (3) 森林簿に記載されている森林の機能（木材等生産機能、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能及び保健文化機能）の評価が高い森林
- 3 その他知事が必要と認めた場合

（注）1 現に許可を受けている開発行為の事項を変更しようとする場合については、変更後の開発行為に係る森林でもって上の基準を適用するものとする。

ただし、この場合であっても、過去に森林審議会の答申を経て許可を受けた開発行為であるときは、直近に森林審議会の答申を経て許可を受けた開発行為に係る森林と変更後の開発行為に係る森林の増分でもって上の基準を適用するものとする。

- 2 この諮問基準は、平成3年8月14日に開催された三重県森林審議会森林保全部会において、技術的、専門的観点から個別事案について個別意見の聴取を要しない基準として決議されたもの（平成5年9月1日、平成30年12月18日に一部改正）であるが、この基準に該当しないものについては、許可等処分後にその概要を審議会へ報告するものとする。

別紙 4

完了確認調査について（完了確認調査時点）

1 基本的な考え方

- (1) 原則として分割完了確認調査は行わないが、林地開発事業者から申し出があり下記要件を全て満たす開発行為にあっては、これを行うことができる。

ア 林地開発行為が申請時（当初申請、変更許可申請をいう。）において、あらかじめ工区等の区域区分がなされており、分割完了確認をする部分は、その区域内の全部であること。

イ 分割完了確認をする部分の森林又は緑地の配置、防災施設等の規模・構造・配置は、許可申請の内容及び許可に附した条件どおりなされていること。

ウ 分割完了確認をする部分及び周辺地域に土砂の流出等災害の発生の恐れがないよう措置されていることが明らかであること。

エ 一部の完了した開発行為の状態、開発行為の過去の実績、信用度からみて、分割完了確認をする部分以外の残部分の開発行為についても、許可申請の内容及び許可に附した条件に従って完了することが明らかであること。

- (2) 保安林の代替施設の確認時点と合致させる。

2 個別事業の完了確認調査時点

転用目的	完了確認調査時点	細部的な取扱い
ゴルフ場	切土、盛土の法面保護工、コースの張芝、建物敷の整地が完了した時点	時期的な関係、その他特別な事由でコースの張芝の一部が残った場合で、保全上の支障がないと認められるときは、実態に応じて処理するものとする。
宅地造成	整地及び法面保護工完了時点	法面保護工は計画地の周囲及び大規模な法面保護工とする。
別荘地造成	取付道、排水施設完了時点	取付道には計画区域内の道路を含む。
道路	路体（側溝、敷砂利を含む）法面保護工完了時点	
農地造成	排水施設、ほ場整地、法面保護工完了時点	ほ場整地は、土量の流失がないと判断される時点とする。
土砂の採掘	跡地の法面保護工完了時点	
工場・事業場太陽光発電	整地及び法面保護工完了時点	

完了確認調査の確認事項

1 確認する範囲

- (1) 確認の範囲は、原則として林地開発許可申請書に添付する位置図、区域図及び計画書に記載された事項とする。
- (2) 確認に当たっては事前に仕様書、工事完成図、写真等を提出させ、これに基づき確認を行う。

2 確認の方法

- (1) 量的な確認（基本的な考え方）

- ① 計画書（変更計画を含む。）及び関係図書に基づき形状、数量を確認する。
- ② 筋工、柵工等のように数量の多い工種は、抽出確認とすることができる。
- ③ 確認時点で明視できない部分は、写真（寸法表示）等で判定するものとする。

なお、具体的には次による。

工 種 等	確 認 の 要 点	具 体 例
えん堤工類	① 施工目的を達しうる規模であるかの寸法確認を行う。 ② 構造物の安定計算上必要な寸法確認を行う。	① 例えば、貯砂用えん堤であれば有効高、有効幅の確認を行う。 ② 土留工類の高さ、延長等の確認を行う。 安定計算の基礎になっている放水路天端厚、上下流法、堤工、放水路断面等
土留工類 (含埋設工 護岸工等)	① 背面土、背面法を抑止し安定させるに必要な寸法確認を行う。 ② 構造物の安定上必要な寸法確認を行う。	① 一般的には高さ、延長の確認を行う。 ② 例えば、コンクリート擁壁にあつては安定計算の基礎になっている天端厚、表裏法、壁高等
水路工類	地表水、暗渠等から誘導された地下水を安全に流下し得る断面の確認を行う。	水路断面の寸法等
暗渠工類	地下浸透水を地表まで誘導でき得る数量確認を行う。	箇所数、延長等
柵工類		仕様書等と対比し、一定面積内の数量確認を行う。
筋工類	法面安定に必要な数量確認を行う。	仕様書で筋工間隔及び単位面積当りの延長を規定している場合は、この確認を行う。
法面被覆工類 (含実播工法)	法面安定に必要な勾配確認を行う。	切土、盛土、捨土の勾配は、許可基準の技術的基準に適合し適切であること。
植栽工	植栽目的に合った数量確認を行う。	仕様書で植栽本数、樹種等を規定している場合は、これの確認を行う。
残置森林等	残置目的を達し得る規模であるかの位置、残置幅、残置量、造成量等を確認する。	残置森林の幅、位置、植栽本数等を計算書等に照らして適切であるか否か等

(2) 質的な確認（基本的な考え方）

- ① 代替機能を保持できる強度であること。
- ② 計画書等で規定した規格・工法であること。
- ③ 数量の多い工種は抽出確認とすることができる。
- ④ 確認時点で明視できない部分は写真等で判定するものとする。

なお、具体的には次による。

工 種 等	確 認 の 要 点	具 体 例
えん堤工類	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行う。	例えば、コンクリートえん堤の場合、テストハンマーによる強度測定を行い、材令28日強度で18N/mm ² 程度あるか等の確認を行う。 (コンクリート擁壁等もこれに準ずる。)
土留工類	堤体破壊が生じない程度の品質確認を行う。	例えば、鉄線蛇籠積工では、詰石は硬質で風化の恐れがなく、その大きさは網目径よりも大きいかな等を仕様書と対比して確認する。
水路工類	漏水を最小限度に留め得る措置及び流末処理等の確認を行う。	例えば、半円コンクリート等水路にあっては、接続部の工法は適切か、末端の排水は保全上支障のない箇所まで導いているかな等
暗渠工類	地下水を容易に集水し、排水できる仕様になっているかな等を確認する。	例えば、集水管暗渠工は底部に集水管を敷設し、その上部に礫等を充填し、粗朶等で覆っているかな等を仕様書と対比して確認する。
柵工類	背面堆積土の流出防止上の機能を果たしているかなを確認する。	例えば、編柵工は帯梢が粗で、土砂の堆積機能を失っていないか、杭の打ち込みが浅く土圧に耐え得るかな等
筋工類	植生の活着及び発芽、生育が可能かどうか等を確認する。	例えば、二次製品を用いた筋工は発芽が多く、生育が可能かどうか等
法面被覆工類	植生が全面的に定着しているかな確認する。	植被率が70%以上あるか目視で確認する。
植栽工	活着状況を確認する。	植栽直後に確認する場合は、植え付けについて十分配慮して実行しているかな等

附 則

この基準は、平成１５年５月９日から施行する。

附 則

この基準は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則

この基準は、平成１９年１月１６日から施行する。

附 則

１ この基準は、令和５年４月１日から施行する。

（適用に関する経過措置）

２ この基準は、令和５年４月１日以降の林地開発許可申請について適用する。

ただし、第５の１及び第５の２（２）の改正基準は、令和５年１０月１日以降の林地開発許可申請について適用する。

附 則

（施行期日）

１ この基準は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この基準の施行の日前に法第１０条の８第１項の規定により提出された伐採及び伐採後の造林の届出書による開発行為については、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和８年 月 日から施行する。